



平成19年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社船井財産コンサルティング
代表取締役
代表者名 社長 平林 良仁

(コード番号：8929)

問 合 せ 先 常務取締役 中塚 久雄

(TEL 03-5321-7021)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月14日開催の取締役会において、平成19年3月24日開催予定の第16回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 「会社法」が施行され、株式の消却が発行可能株式総数に影響を与えないことが明らかにされたことに伴い、現行定款の但書を削除するものであります（変更案第6条）。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第13条）。
- ③ 「会社法」が施行され、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款について所要の変更を加えるものであります（変更案第15条）。
- ④ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の効力発生日（予定）

平成19年3月24日（土）

以 上

別 紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 (条文を省略) ～ 第 3 条</p>	<p>第 1 条 (現行どおり) ～ 第 3 条</p>
<p>(新 設)</p> <p>(公 告)</p> <p>第 4 条 (条文省略) (会社が発行する株式総数)</p>	<p><u>(機 関)</u></p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公 告)</p> <p>第 5 条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p>
<p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、144,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、144,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p><u>(取締役会決議による自己株式の取得)</u></p> <p>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(基 準 日)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、<u>その決算期の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 本定款に定めるものの他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿の記載または記録、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本 定款に別段の定めある場合を除 き、出席した株主の議決権の過半 数で行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 商法第343条に定める特別決議は、 総株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主を代理人として、その議 決権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p>(新株予約権付社債の発行決議)</p> <p>第13条/2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報 告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみな すことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本 定款に別段の定めがある場合を除 き、出席した議決権を行使するこ とができる株主の議決権の過半数 をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 会社法第309条第2項に定める決議 は、議決権を行使することができ る株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主1名を代理人として、そ の議決権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p>(新株予約権付社債の発行決議)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(議事録)</u></p>	<p><u>(議事録)</u></p>
<p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第16条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役の招集権者および議長)</p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) <u>第20条</u> (条文省略)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2 (条文省略) (取締役会の議事録) <u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則) <u>第23条</u> (条文省略) (報酬および退職慰労金) <u>第24条</u> 取締役の報酬並びに退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第24条/2</u> 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任につき、その取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除する事ができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第24条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (現行どおり) (取締役会の議事録) <u>第25条</u> 取締役会における議事については、<u>その他法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則) <u>第26条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、社外取締役との間で<u>商法第266条第19項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。補欠監査役の選任議決は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>3 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第32条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 (削 除)</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条/2 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の責任につき、その監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年1月1日から当年12月31日までの1年とし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(付 則)</u> <u>当会社定款第21条第2項（取締役会の決議の方法および第33条/2第2項（社外監査役の責任限定契約）、第35条（剰余金の配当等の決定機関）の新設、第36条（剰余金の配当の基準日）の新設、現行定款第36条（中間配当金）の削除、第37条（配当金の除斥期間）についての変更に係る決議の効力は、「会社法」（平成17年法律第86号）の施行を停止条件として発生するものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>